

別紙

諮問第1044号

答 申

1 審査会の結論

「東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故に関する事情聴取書」ほか50件を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「(〇〇年〇月報道) 私立高校入試説明会、〇〇区中学校22校の進路担当（計26名）図書カード、飲食の提供について 都教委調査等」の開示請求に対し、東京都教育委員会が平成28年6月9日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書

本件に係る事件は、報道で知り得た情報であり、少なくとも「事情聴取」、「確認書」という表題に関しては公開できることは明らかである。非開示ということはあり得ない。請求人はこれまで東京において「事情聴取書」の記録については、一部黒塗りであったが開示を受けたことがある。

非開示ということは、事案の問題点、性格からも非開示にするべきものではない。今後の問題解決のためにも学校名、職員名、校長名等が開示されても問題はない。理由もなく非開示とすることが不信、疑念を持たれることになる。

本件請求内容は、職員の職務に関係することであり、本件に関係する職員は、行政の指導的立場でもあり、もしくは今後そうなるであろう立場（管理職等指導的立場）

であり、今後の動向等を含めて、常に審判を受けているようなもの（動向を注目されている）である。当然、失敗等を含め、いかなる実績があるのか明らかにされることが求められる。

本件について「職員の処分」はないかもしれないが、職員の不適切行為ということは明らかである。事実関係等が明らかになった段階で、この事案について、検討検証する予定であったが、非開示ということで厳密な検証検討ができないでいる。

職務の一環として説明会に出かけたとしたら、公務員の場合、その職務行為は開示されるべきであるし、開示されてきたという認識である。個人に関する情報とする処分庁の判断は誤りである。

利害が絡む私立高校からの飲食、図書カードの提供は、明らかにオーバーランである。なぜこれまで明らかにならなかったのか、今回が初めてなのか、初めてだとしたらその理由、原因は何なのか、本件事情聴取等において、明らかになっていることをぜひ知りたい。複数の職員が参加していて、なぜ断ることができなかったのか、どのような経過で私立高校は飲食、図書カードを送ることにしたのか、どこに問題があったのか、処分庁は明らかにする責任義務がある。職員のあるべき姿勢の確立のために、今後の取組みにつながることでもある。

問題点の解明、今後の防止等に向けた処分庁への希望と期待に応えてもらいたい。非開示は、問題解明、防止への取組みに対して、処分庁が背を向けているのではないかとこの不信感を持たせることになる。

職務行為等に関係する不適切行為に対することであるから、全面開示されることが当然であり、全面開示されることを求める。

本件のようなことがなぜ起きたのか、どこに問題があったのか、今後どのような配慮が必要なのか、等を明らかにしたものがあるべきであり、教育行政の責任である。今後対応されるのか、作成中なのか、問題克服のための取組みはないのか明らかにしてもらいたい。一方的に非開示ということでは、問題は何ら解決しないし、問題の深化を招きかねない。教育行政としての説明責任、解決の責任を果たしているとは言えない。

現在の時点では、説明会に誰がいつ参加したのか、どのような経緯で参加することになったのか、案内の資料等、参加に当たっての理由、根拠、なぜ参加して飲食、図書カードが発生したのか、なぜ受け取ったのか等含めて、請求人が知りたい情報であ

る。なぜこのようなことが起きたのか、どのようにしたら防げたのかを含めて知りたい、請求人も検証等したい。

そもそも本件のような事案は、何度も起きることではない。もし特定の質問等がどうしても明らかにできないことについては、伏せれば済むことである。処分庁は、開示請求があったら、公開することが原則という認識がないのではないか。本件を非開示とすることは、開示請求の趣旨精神に反することを理解してもらいたい。開示すれば今後困難ということなら、困難な事例等について具体的に説明する義務があるということ処分庁は理解していないのではないか。

非開示の根拠の範囲等が漠然としていて、どのようにも拡大解釈をして非開示の理由に使えるということになりかねない。公開原則に立った判断対応を処分庁に求める。

イ 意見書

処分庁の理由説明の内容は、審査請求人の反論等に応えているとは言えない。開示をしない理由、できない理由を、考えたり述べるのではなく、開示できることを考えて対応してもらいたい。これまで処分庁が主張していることであり、何のための理由説明か理解しがたい。

念のために反論しておくとして、私立高校入試説明会での「図書カード」「飲食の提供」は違法行為と理解しているが、処分庁の見解を明らかにして非開示説明等の理由を述べてもらいたい。

提供を受けた件については、処分庁が心配されるように今後はありえないと判断している。職員事故の可能性を心配されるなら、今後の防止のためにも、非開示はありえない。事情聴取の内容は、広く知られることこそ今後の防止の参考にできるものであるから、非開示にする理由が理解できない。

服務事故については、職務中のことであり、公開されることは当然である。個人の権利利益を害するおそれということであるが、具体的にどのような権利利益を害するのか明らかにせず害すると決めるのは、行政としての説明責任等を果たしているとは言えない。

今回教員がなぜ私立高校のためにならないことをしたのか、高校側に問題であるとの指摘をしなかったのか、非開示にすることは、今後の再発防止にはマイナスであり、処分庁の構造的な不適切な行為である。

事情聴取ができないことになるというのは、非開示にするための理由でしかない。理由説明が補充された理由が理解しがたい。説明を求める。

処分庁は、開示請求時点のことで判断したいということかもしれないが、これだけ時間が経過している以上、踏み込んだ判断を審査会にお願いしたい。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

本件に関する背景は、平成〇〇年〇月〇日及び平成〇〇年〇月〇日に行われた〇〇区所在の私立高等学校の学校関係者向け入試説明会において、参加した学校関係者に対し、図書カードや飲食の提供があったことが分かり、平成28年3月12日に新聞により、〇〇区立中学校の22校で進路指導を担当している教員26名が図書カード等の提供を受けた、などの報道がなされたものである。このサービス事故について、東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）では、当該教員等への事情聴取等、事実確認を行った上で、当該教員及び監督責任者である校長に対して、平成28年3月以降、文書訓告など必要な措置を行った。

本件の対象公文書特定に至る経緯は、開示請求書記載の「開示請求に係る公文書の件名又は内容」が、上記サービス事故に関する「都教委調査等」とされており、趣旨が不明確であることから、開示請求窓口である教育庁総務部総務課の担当者から審査請求人宛て電話で、請求の趣旨の確認や請求書の補正を依頼した。審査請求人からは、請求の趣旨は都教育委員会で判断して構わない、補正は郵便料金がかかるのではない、などとの回答があったため、請求書記載の「都教委調査等」を、文言どおり当該サービス事故について都教育委員会が行った調査に係る文書と解釈し、当該サービス事故に関する事故者及び監督責任者の「事情聴取書」又は「確認書」合計51件を対象公文書として特定した上で、平成28年6月9日付けでこれらの対象公文書について非開示とする決定を行い、審査請求人に通知した。

本件対象公文書は、前述のとおり、〇〇区立中学校に勤務する教職員のサービス事故について、任命権者である都教育委員会において教育職員の任免等の人事を所管する人事部職員課が事実関係を把握し、その結果認定した事実関係を基にして処分量定を検討及び決定するため行った調査等についての文書、すなわち人事部職員課の職員が事故者本人及

び事故者の監督責任者から直接聴取した内容を記録した文書、又は事故者本人及び事故者の監督責任者が確認した内容を記録し、都教育委員会に提出した文書である。

公務員である公立学校に勤務する職員の服務事故について、発生の有無や事実経過に関する情報は、当該職員の身分取扱いに関わる個人情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから条例7条2号に該当する。

また、本件対象公文書を開示した場合には、都教育委員会が服務事故について行う事実確認の具体的な手法が明らかになることにより、事故者があらかじめ不都合な事実を隠ぺいするための対策を講じるなどのおそれがあるとともに、事情聴取等で話すなどした内容について、公文書開示請求において開示の対象であること、すなわち第三者に開示されることが前提となると、今後同種の事故が発生した場合に、事故者等からの事情聴取等により適切な情報を正確に収集することが極めて困難になることから、本件対象公文書を開示すると、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、同条6号にも該当する。

以上のことから、実施機関では、本件開示請求について、全部を非開示とする決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年10月31日	諮問
平成29年 7月26日	新規概要説明（第180回第一部会）
平成29年 8月25日	実施機関から理由説明書收受
平成29年 8月28日	実施機関から説明聴取（第181回第一部会）

平成29年 9月 6日	審査請求人から意見書收受
平成29年 9月27日	実施機関から補充理由説明書收受
平成29年 9月27日	審議（第182回第一部会）
平成29年10月 5日	審査請求人から意見書收受
平成29年10月31日	審議（第183回第一部会）
平成29年11月22日	審議（第184回第一部会）

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 都内区市町村立学校に勤務する教職員による服務事故が発生した場合の事務処理について

都内区市町村立学校に勤務する県費負担教職員の服務事故については、任命権者である都教育委員会が調査の上、処分量定を行うこととなっている。

区市町村立学校で服務事故が発生すると、当該学校の校長は、事故者本人を始めとする関係者からの事情聴取等の調査を行い、その結果を取りまとめて各区市町村の教育委員会に報告する。区市町村教育委員会では、事故内容を確認の上、任命権者である都教育委員会に報告する必要があると判断した場合には、事故報告書を都教育委員会（教育庁人事部職員課）に提出する。

人事部職員課では、区市町村教育委員会から提出された事故報告書を受けて、事故者本人、監督責任者、その他必要に応じて関係者から事情聴取を行い、その結果認定した事実関係を基にして、処分量定を検討、その後、懲戒分限審査会への諮問等、所定の手続を経て懲戒処分、措置等が決定していく流れとなっている。

「事情聴取書」は、前述の流れの中で、区市町村教育委員会からの事故報告書提

出後に、人事部職員課が事故者本人等からの事情聴取を行った際に、聞き取った内容を記録し、聴取者及び被聴取者の双方が内容を確認、押印した書類である。

通常、服務事故に関する事実確認については、事故者の身分取扱いに係る重要な手続であり、細かい事実関係の確認は、文書のやり取りだけでは困難であること、また、事故者等から任命権者に対し、直接の弁明の場を設けることが望ましいことから、都教育委員会では対面による聴取の形を取り、その場で作成した聴取書に、聴取者、被聴取者が確認、押印する形としている。

ただし、個別事案の性質によって、確認すべき事実が比較的単純な内容であり、かつ任命権者に直接弁明する場を本人が希望しない場合に限り、区市町村教育委員会から提出された事故報告書記載の事実関係に基づき、人事部職員課で作成したひな形を事故者等に送付し、事故者等自身が確認事項への回答や、必要事項を記入、押印して提出することで、事情聴取を行わない取扱いをしている。ここで提出される書類が、「確認書」であり、以後の手続においては、事情聴取書と同様に取り扱われる。

なお、確認書では処分の量定を確定するため必要な最低限の事実関係に絞った質問内容としているため、事情聴取書と確認書では、若干質問の項目に違いがある。

イ 本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「(〇〇年〇月報道)私立高校入試説明会、〇〇区中学校 22 校の進路担当 (計 26 名) 図書カード、飲食の提供について 都教委調査等」を求めるもの(以下「本件開示請求」という。)である。

実施機関は、本件開示請求に対して、別表に掲げる対象公文書 1 から 51 まで(以下「本件対象公文書」という。)を特定し、条例 7 条 2 号及び 6 号に該当するとし、非開示決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例 7 条 2 号本文は、「個人に関する情報(8 号及び 9 号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にするこ

とにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定しており、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

次に、条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

エ 本件対象公文書の非開示の妥当性について

(ア) 条例7条2号該当性について

審査会が見分したところ、本件対象公文書に記載されている情報は、事故者及び監督者の氏名、所属、事故時の状況等を含む、事故者の処分量定を前提とした身分取扱いに関わるもので、これらは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報と認められることから、条例7条2号本文の非開示情報に該当する。

次に、同号ただし書の該当性について検討する。実施機関の説明によれば、本件に係る服務事故（以下「本件服務事故」という。）の事故者の氏名、所属、当該事故者に対する処分の有無等の情報を実施機関が公表している事実はないとのことである。なお、本件服務事故について新聞報道は行われているが、教員に各種提供を行った高校名と事故の概要が記載されているのみであつて、事故者の氏名、所属、処分の有無等は明らかになっていないことから、本件対象公文書に記載されている情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当しない。また、本件対象公文書に記載されている情報は、教職員の身分取扱いに係る情報であり、職務の遂行そのものに係る情報ではないため、同号ただし書ハに該当しない。さ

らに、本件に係る事故は、その内容及び性質から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとまでは認められず、同号ただし書き口にも該当しない。

(イ) 一部開示の可否について

条例8条1項は、「開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。」と規定している。

同条2項は、「開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。

そこで、本件対象公文書の一部開示の可否について検討すると、本件対象公文書は、事故者及び監督者の氏名とともに、事故後の具体的な対応、事故に対する心情等が記載されており、その記載事項は、全体として相互に関連性を有する一体不可分の情報であって、仮に特定の個人を識別することができる部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、本件対象公文書は、その記載情報が全体として非開示情報に該当し、条例8条1項及び2項に基づく一部開示を行うことはできないものと解される。

以上のことから、本件対象公文書は、条例7条2号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも

別表

1	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故に関する事情聴取書
2	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故に対する監督責任に関する事情聴取書
3	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故に関する事情聴取書
4	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故に対する監督責任に関する事情聴取書
5	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故に関する事情聴取書
6	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇外1名の服務事故に対する監督責任に関する事情聴取書
7	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故に関する事情聴取書
8	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故に関する確認書
9	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故の監督責任に関する確認書
10	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故に関する確認書
11	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故の監督責任に関する確認書
12	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故に関する確認書
13	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故の監督責任に関する確認書
14	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故に関する確認書
15	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故の監督責任に関する確認書
16	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故に関する確認書
17	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故の監督責任に関する確認書
18	東京都〇〇区立〇〇養護教諭〇〇の服務事故に関する確認書
19	東京都〇〇区立〇〇養護教諭〇〇の服務事故の監督責任に関する確認書
20	東京都〇〇区立〇〇主任教諭〇〇の服務事故に関する確認書
21	東京都〇〇区立〇〇主任教諭〇〇の服務事故の監督責任に関する確認書
22	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故に関する確認書
23	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故の監督責任に関する確認書
24	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故に関する確認書
25	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故の監督責任に関する確認書
26	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故に関する確認書
27	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故の監督責任に関する確認書
28	東京都〇〇区立〇〇主幹教諭〇〇の服務事故に関する確認書

29	東京都〇〇区立〇〇主幹教諭〇〇の服務事故の監督責任に関する確認書
30	東京都〇〇区立〇〇主任教諭〇〇の服務事故に関する確認書
31	東京都〇〇区立〇〇主任教諭〇〇の服務事故の監督責任に関する確認書
32	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故に関する確認書
33	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故の監督責任に関する確認書
34	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故に関する確認書
35	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故の監督責任に関する確認書
36	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故に関する確認書
37	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故の監督責任に関する確認書
38	東京都〇〇区立〇〇主任教諭〇〇の服務事故に関する確認書
39	東京都〇〇区立〇〇主任教諭〇〇の服務事故の監督責任に関する確認書
40	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故に関する確認書
41	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故の監督責任に関する確認書
42	東京都〇〇区立〇〇主任教諭〇〇の服務事故に関する確認書
43	東京都〇〇区立〇〇主任教諭〇〇の服務事故の監督責任に関する確認書
44	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故に関する確認書
45	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故の監督責任に関する確認書
46	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故に関する確認書
47	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故の監督責任に関する確認書
48	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故に関する確認書
49	東京都〇〇区立〇〇教諭〇〇の服務事故の監督責任に関する確認書
50	東京都〇〇区立〇〇主任教諭〇〇の服務事故に関する確認書
51	東京都〇〇区立〇〇主任教諭〇〇の服務事故の監督責任に関する確認書